科学研究費助成事業

研究成果報告書



平成 27 年 5 月 20 日現在

研究成果の概要(和文): 本研究は、(1)中国民事訴訟の手続構造について、全面改正の動向を踏まえ法と運用両 面から分析を行い、(2)日中両国の審理方法と訴訟運営を比較研究することにより、普遍的なものと固有なものを明 らかにし、両国にとってのあるべき審理方法と訴訟運営の検討を行った。 上海の裁判所での調査を実現し、裁判官方との討議により、日中両国の民事訴訟についての理解を深め、上海の裁判 所における要件事実に基づく訴訟運営につき、日中両国の法学者による研究会を東京で開催し、深く議論なされた。最 終年度には、九州において研究会を重ね、(1)(2)の研究を進めることができた。今後の日中両国にとって意義あ る考察ができたものと考える。

研究成果の概要(英文): This study is based on the trend of revision in the Chinese Code of Civil Procedure, and is analyzed from both sides of a law and practice about the structure of the Chinese Civil Procedure (1). It's analyzed about Chinese trial method and suit operation compared to Japan (2). Through this analysis, something universal and something peculiar are made clear, and each the effective trial method and suit operation for both countries are considered.

An investigation in a courthouse in Shanghai was achieved and deepened the understanding about a civil suit of both countries by the discussion with Chinese judges. And Seminar was held in Tokyo, on the basis of this investigation, jurist of both countries discussed deeply the suit operation performed at a courthouse in Shanghai which was based on the ultimate facts.

Seminar was held more than one times in Kyushu in the final year. I advanced analysis of (1) and (2). I think the significant consideration for future's Japan and China was done.

研究分野: 民事訴訟法

キーワード: 中国 裁判所 人民法院 裁判官 民事訴訟 民事訴訟法 要件事実 調停

1.研究開始当初の背景

(1)現代中国の民事訴訟については、188 2年に中華人民共和国成立後初の民事訴訟 法が制定され、1991年には基本構造に変 わりのないまま改正・補充されるが、中国国 内においては、1990年代の半ばまで、教 科書も論文もほぼ同じ内容であるという特 異な状態が続いた。経済改革と対外開放政策 により早急の立法が要されたため、欧米、日 本等の外国法の研究も行われ、研究成果とし て刊行もされていたが、政治体制の影響を色 濃く受けた自国の制度については、自由に研 究成果を公表できる状況にはなかったので あろう。

この時期、日本においては、王亜新教授が 中国の民事訴訟と司法制度についての論文 を発表され、『中国民事裁判研究』(日本評論 社、1995)を出版されている。季衛東教 授は法社会学の見地から司法と民事紛争処 理制度に関する論文を発表されている。研究 代表者は、上記のように資料収集の難しい状 況にあった1992年に、文献を読み込み、 中国各地の裁判所、法律事務所、民事訴訟法 研究者に調査を行い、その成果として『現代 中国民事訴訟法』(晃洋書房)を著し、中国 の司法制度と民事訴訟制度の全体像を明ら かにすることを試みた。

その後、中国国内では、当事者主義への転換をはじめとして民事訴訟手続上の問題が 詳細に論じられるようになり、司法と訴訟制度の改革に関する数多くの論文、書籍も刊行 される。

日本では、弁護士を中心として法律雑誌に て、次々と制定される中国民事訴訟の新たな 規定(最高法院による司法解釈)、実務につ いての紹介が行われ、季衛東教授は『中国的 裁判の構図』(有斐閣、2004)において 司法改革を分析されている。王亜新教授は、 「中国民事訴訟の審理構造についての一考 察」徳田和幸ほか編『現代民事司法の諸相

谷口安平先生古稀祝賀』(成文堂、二〇〇五) において、実体調査を踏まえて実務の動向を 紹介するとともに、審理構造を分析されてい る。研究代表者は、『現代中国の民事裁判 計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判

』(成文堂、2006)において、第一部 として、現代中国の民事紛争解決の仕組みと 民事訴訟を検討の上、経済改革の進展により 急務となった民事司法と審理方式の改革を、 時をほぼ同じくして進められてきた日本の 改革との比較において論じ、第2部として、 法の条文と運用、法律と最高法院による司法 解釈等錯綜しており、近い将来に改正が予定 され、整序されて行くであろう民事訴訟の概 要を明らかにし、検討を加えた。

(2) 社会主義国家として成立し、計画経済体制がとられた中国においては、裁判官が強大な権限を行使し、過大な役割を果たす民事訴訟法が制定されたが、当時、既に対外開放政

策と市場経済の導入は開始されており、制定 後間もなく、この極端な職権主義的訴訟は裁 判所の負担過重により破綻し、当事者主義へ の転換が図られている。

しかし、人口の大部分を経済力と教育を欠 く農民が占める中国において、訴訟を行う当 事者を支える体制は整っていない。事件と当 事者によっては、訴訟を当事者の自己決定権 限に委ね、自己責任を問う当事者主義的訴訟 手続はその基盤を欠き、裁判所の後見的介入 を要し、地域と事件類型による適切な訴訟運 営が求められる。

他方で、未成熟な法曹養成制度、裁判の独 立を保ち難い司法制度、深刻な司法腐敗は裁 判官の恣意的な職権行使による弊害をもた らしている。2007年にも部分的改正が行 われ、今後も改正を繰り返し全体が見直され る予定であるが、予測可能性ある裁判を実現 し、中国民事訴訟が期待される役割を果たす には、その審理方法と訴訟運営の改善、規律 が必須となるであろうと考えられた。

(3) 我が国の現行民事訴訟法下の審理方法 と訴訟運営については、平成8年の改正、施 行から 10 年余りを経て、実務家と研究者に よる座談会等の議論が法律雑誌に掲載され、 また、研究者のみならず実務家からも多くの 研究成果が発表されている。また、平成15 年には、人事訴訟についても全面的改正がな され、新たな人事訴訟法の制定にあたっては 活発な議論が行われ、多くの研究成果が発表 されている。

2.研究の目的

経済改革を進める中国のみならず、中国取 引、投資に携わる外国企業にとっても、中国 における予測可能性ある裁判の確立が希求 されるが、社会変動が著しく、様々な格差を 内包する現在の中国において、裁判所の後見 的介入、地域と事件類型による適切な訴訟運 営の必要性は日本の比ではない。本研究は、 (1)中国民事訴訟の手続構造について、予定 されている全面改正の動向を踏まえながら、 法と運用実態の両面から分析を行い、(2)日 中両国の審理方法と訴訟運営のあり方を比 較研究することにより、普遍的なものと固有 なものを明らかにし、両国それぞれにとって のあるべき審理方法と訴訟運営を検討する。

3.研究の方法

(1) 我が国の民事訴訟の審理方法と訴訟運 営についての実態と理論の分析を行う。

(2)予定される改正を視野に入れ、中国民 事訴訟法の手続構造の分析を行う。

(3) 中国民事訴訟の審理方法と訴訟運営に ついて、

中国語および日本語資料を収集、整理、 検討する。 中国で実態調査を行う。

中国および日本国内での研究会等に参加 し、意見交換を行う。

(4) 以上の研究資料に基づき、適宜研究成 果を研究会等で報告し、あるいは論文として 発表する。

4 . 研究成果

(1) 23 年度は、中華人民共和国民事訴訟法 改正案が公表されたことから、改正後の新法 の分析、検討に先立ち、有益な情報を収集す ることができた。北京での聞取り調査と意見 交換により、情報の確認も進めることができ た。当段階における中華人民共和国民事訴訟 法の改正の動向とそれについての考察を紙 面に発表することもできた。

また、審理方法と訴訟運営のあり方につい ての研究の面では、事前に得ていた情報より も困難であった北京での民事裁判の傍聴も 行い、実務家、研究者等との聞取り調査、意 見交換も実現し、これまで行ってきた理論面 の研究を実務と併せて進めるための第一段 階とすることができた。

(2)24年度は、2012年の中華人民共和国民 事訴訟法の改正を受け、北京に赴き、北京に 赴任されている中国民事訴訟法・民事関連法 改善プロジェクトの長期派遣専門家および 中国人民事訴訟法学者等と討議、情報交換を 行い、収集した関連文献・情報等も併せ、改 正後の中国民事訴訟の方向性、手続構造の把 握に努めた。

また、当事者主義への転換と裁判官の後見 的介入のあり方、開廷審理前の準備のあり方、 訴訟上の和解の勧め方等、民事訴訟の各場面 における運用実態についての調査を目的と し、上海市の基層人民法院を訪問し、2日間 にわたり、裁判官7名と討議、情報交換を行 った。主たる内容は、1)長寧区法院におけ る手続の実際、2)裁判官の裁量の規律にお ける要件事実の役割、3) 釈明権行使の有り 方、4)裁判官の養成、5)弁護士の役割、 6) 裁判所の経費、7) 改正後の民事訴訟等 についてであった。また、新たに建設中の裁 判所の設備を見学し、日本との比較において 意見交換も行った。北京では、精華大学での 民法サロンに出席し、中国の十余名の裁判官、 学者と自己を含む3名の日本人とで民法お よび民事訴訟実務、理論における日中両国の 比較検討を行った。

日本の民事訴訟については、関連文献の読みを進めた。

(3)25年度は、2012年の中華人民共和国民 事訴訟法の改正を受け、昨年度に引き続き、 中国北京に赴き、北京に赴任されている中国 民事訴訟法・民事関連法改善プロジェクトの 長期派遣専門家および中国人民事訴訟法学 者等と討議、情報交換を行い、関連文献・情 報等の収集を行い、改正後の中国民事訴訟の 方向性、手続構造の把握に努めた。

また、創価大学にて、中国北京より2名の 民事訴訟法学者、日本側からは3名の民法学 者および元裁判官をお招きし、研究会を開催 し、我が国とは相当異なる役割を担う中国の 裁判所・裁判官の下、その裁量の規律を目的 として一部の裁判所で導入が試みられてい る要件事実論につき、我が国との比較におい て検討を行った。本研究会の開催については、 創価ロージャーナル(7号、2014)において 報告を行っている。

(4) 26 年度は、2012 年の中華人民共和国民 事訴訟法の改正を受け、昨年度に引き続き、 中国北京で情報・文献収集に努めるとともに、 改正後の中国民事訴訟の動向を踏まえ、これ までの調査・研究結果を基に、九州大学の研 究者を中心として行われてきた「日中民事訴 訟法比較研究」をテーマとする研究会に参加 し、検討を重ねた。研究会には、研究者のみ ならず、中国で活躍されている日本人弁護士、 また、北京に赴任されている中国民事訴訟 法・民事関連法改善プロジェクトの長期派遣 専門家も参加され、本研究が目的とした手続 構造、審理方法・訴訟運営共に、日本との比 較における多様な角度からの深い検討を行 うことができた。また、当研究会は、「日中 民事訴訟法比較研究」として、民事訴訟法全 般にわたる日中両国の執筆者による共著を 出版予定であり、研究代表者も本研究の成果 として、「中国民事審理方式変革の比較法的 考察」をテーマとして論文を提出している。

(5)本研究期間になされた日中両国の研究 者、実務家による討議、とりわけ 25 年度に 創価大学で行われた研究会では、テーマとし た要件事実論が中国でどのように受け入れ られるのか、その発展の可能性と方向につい ての検討に止まらず、民事訴訟の理論と実務 の様々な問題について両国に共通するとこ ろ、相違するところが明らかとなり、両国に とって大いに示唆を得るものとなった。とり わけ、参加された中国人研究者は、中国各地 の裁判所に招聘され、新たな民事訴訟法とそ の運用について教示と助言を求められてい る民事訴訟法学者であり、本研究会での議論 が、中国の民事訴訟にとって少なからぬ影響 を及ぼすことになろうと考える。中国の民事 訴訟が更なる紛争解決機能を発揮する一助 になれば幸いである。また、日本側研究者に とっては、異なる制度的枠組みの中での要件 事実論の受容のあり方を検討することは大 いに意義を有することであったと考える。

そして、26 年度の九州大学での研究会は、 本研究の目的を達成するに重要な意義を有 し、また、本研究の成果は、当研究会におい ても、日中民事訴訟の比較研究を進めるにあ たって一定の役割を果たすことができたも のと考える。 (6)改正後の民事訴訟法については、本研 究期間の最終段階には、大部の最高人民法院 による司法解釈も制定され、さらに細かな分 析が可能となった。今後も進めていきたい。 また、改正法に基づく実務の動向もたいへん 興味深いところであり、更なる研究を進めた い。

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件) <u>小嶋明美</u>、中国民事訴訟の手続構造と訴 訟運営の規律(1)、創価法学、査読無、42 巻、2012、95 - 113

<u>小嶋 明美</u>、訴訟と調停の連携 中華人 民共和国民事訴訟法改正案(草案)創価ロ ージャーナル、査読無、5号、2012、231 245

<u>小嶋 明美</u>、現代中国民事訴訟法の展開 と課題、中国21、査読無、35巻、2011、141 160

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 番号: 番号: 出 原 年 月 日: 国 内 外 の 別:

取得状況(計件)

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織 (1)研究代表者 小嶋 明美(KOJIMA,AKEMI) 創価大学・法務研究科・教授 研究者番号: 20382567 研究者番号:

(3)連携研究者

(

()

)

研究者番号:

(2)研究分担者